

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年12月1日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第4号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月14日

亀岡市長 桂川孝裕

## 損害賠償額の決定について

市は、交通事故による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和7年11月14日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 損害賠償の額 1,089,756円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

3 事故の概要

令和7年4月2日午後3時頃、亀岡市大井町小金岐地内において、市車両が市道小金岐土田線から市道南金岐土田線の交差点に右折進入したところ、市道南金岐土田線を北進してきた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷し、相手方が負傷した。